

令和7年度 水質検査計画

裾野市

裾野市十里木高原簡易水道は、日本を象徴する「富士山」と山紫水明の地、裾野の清浄で豊かな地下水を水源としています。地下 200～300mから汲み上げる地下水は、年間を通して、水量・水質ともに安定しており、水道水源として恵まれた好ましい環境にあります。

このような環境にあっても、水質検査は安全でおいしい水道水を供給するために欠かすことのできないものであり、水質管理の中核をなすものです。

このたび、ご利用の皆様に安心して水道をお使いいただけるよう、水質検査の内容や検査体制をより一層充実させた「水質検査計画」を策定いたしました。



十里木高原からの富士山

目次

- | | |
|------------|-------------------|
| 1 基本方針 | 5 水質検査の方法 |
| 2 水道事業の概要 | 6 臨時の水質検査 |
| 3 水道水源等の概況 | 7 水質検査計画及び検査結果の公表 |
| 4 定期的な水質検査 | 8 関係機関との連携 |

1 基本方針

(1) 検査地点

水質検査は、水道水質基準が適用される給水栓（各揚水場を代表する蛇口）に加え、揚水場の入口地点（原水）でも行います。

(2) 検査項目

水質検査は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目に加え、水質管理目標設定項目など、水質管理上必要と判断した項目についても行います。

(3) 検査頻度

水質検査は、これまでの検査結果や水源の状況などを考慮し、各地点の項目ごとに検査頻度を定めて行います。

(4) その他

水質検査は、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関への委託により行います。

水質検査結果については、裾野市ホームページまたは(株)富士急リゾートアメニティ（十里木高原別荘地サービスセンター）窓口でご覧いただけます。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況

令和5年度の給水状況は、次のとおりです。

区 分	内 容
事業の名称	裾野市十里木高原簡易水道事業
給水区域（給水区画面積）	須山字藤原の一部【須山5区】須山字十里木の一部及び字大沢入ノ内堂ヶ尾五本地沢入の一部【須山4区】
給水人口	1, 0 0 1 人
年間配水量	3 9 3, 0 8 2 m ³

(2) 水源及び浄水場の概要

3カ所に揚水場（配水場を併設）があり、いずれも地下水（深井戸）を水源とし、塩素消毒による浄水処置を行ったのち、給水しています。

揚水場の位置と、それぞれの給水区域は「図1」のとおりです。

揚水場	第1水源浄水場	第3水源揚水場	第5水源揚水場
所在地	須山	須山	須山
水源	深井戸（1本）	深井戸（1本）	深井戸（1本）
年間取水量（千m ³ ）	614		
浄水方法	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒
主な使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム
配水方法			

3 水道水源等の概況

(1) 水源及びその周辺の状況

深さ200～300mの深井戸を水源としており、年間を通して、水質・水量ともに安定しており、恵まれた好ましい環境にあります。



第5水源揚水場（汲み上げた地下水は浄水後、ご利用のお客様のご家庭へ送られます）

(2) 原水及び浄水の水質状況

過去の水質検査で、水道水質基準を超過したことはありませんが、地質的な影響として、蒸発残留物（ミネラル）を多く含んだ軟性のくせがないまろやかな水質です。

揚水場の位置と給水区域 … 図1

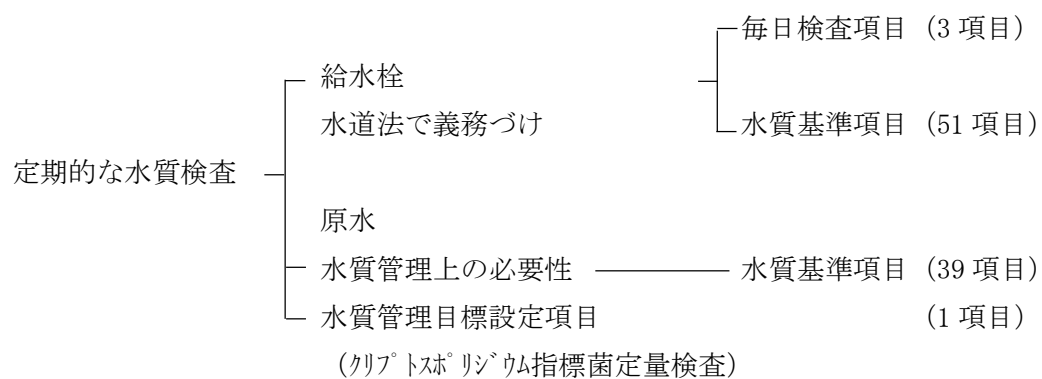
(3) 水質管理上の留意点

水源は、恵まれた好ましい環境にありますが、地下水はいったん汚染されると、浄化されるまでに非常に長い年月を要しますので、自然環境の保護等十分に配慮していきます。



第5水源揚水場（取水から配水まで一連の工程を自動運転で行っています）

4 定期的な水質検査



(1) 検査の項目及び頻度

別紙予定表のとおり

(2) 採水地点

ア 水道法で義務づけられている検査

[毎日検査項目]

管理事務所の給水栓（1カ所の蛇口）において、1日1回、検査を行います。

[水質基準項目]

給水栓（浄水は管理事務所、原水は各配水場の1カ所の蛇口）において、項目ごとに定めた回数（毎月～3年に1回）の検査を行います。

イ 水質管理上の必要性から行う検査

[管理目標設定項目]

管理事務所の給水栓（1カ所の蛇口）において、消毒副生成物（塩素消毒により非意図的に発生するおそれのある10項目）を除いた水質基準項目について、年1回、検査を行います。

令和7年度水質検査予定表（表1-1～表1-3）

5 水質検査の方法

毎日行う検査については、浄水管理の一環として、(株)富士急リゾートアメニティが検査を行います。

それ以外の検査については、高度な設備と検査技術が必要であるため、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託して行います。委託の範囲として、検査項目、頻度は別表のとおりとします。試料の採取及び運搬方法は、委託会社の社員が午前中に採取を行い、採取日のうちに委託会社の車両にて運搬します。また年1回、3月までに検査施設への立入検査を実施し精度管理の実施状況を確認、もしくは採水から分析までの過程および仕様がわかる資料の確認をします。

なお、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等）により行います。

6 臨時の水質検査

(1) 臨時の水質検査を行う要件

次のような場合に、臨時の水質検査を行います。

- ・水源の水質が著しく悪化したとき
- ・水源に異常があったとき
- ・水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ・浄水過程に異常があったとき
- ・配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ・その他特に必要があると認められたとき

(2) 検査を行う項目

水質基準 9 項目（一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH 値、味、臭気、色度、濁度）及びその他水質基準項目のうち必要な項目

7 水質検査計画及び検査結果の公表

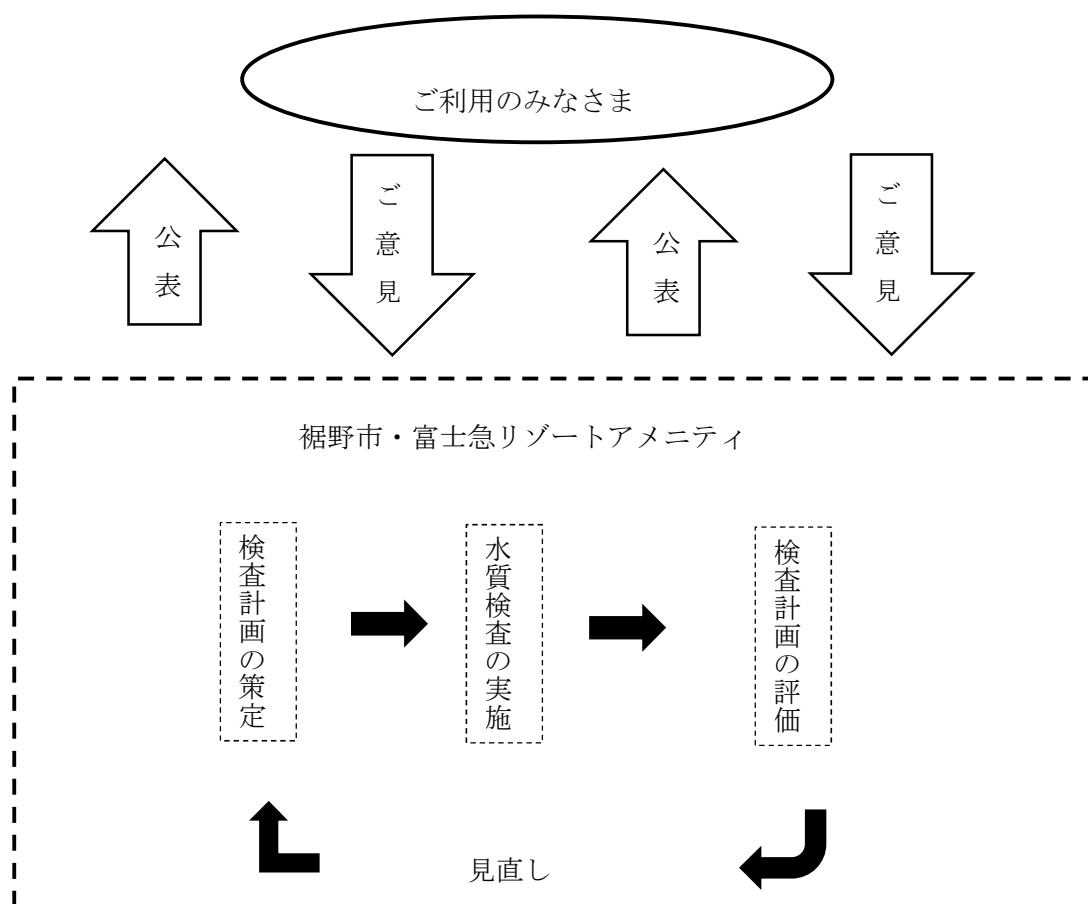
(1) 公表

ご利用のみなさまに、安心して水道をお使いいただけるよう、水質検査計画と検査結果を公表します。検査計画は、年度ごとに、前年度の3月末までに策定し、裾野市ホームページまたは十里木高原別荘地サービスセンター窓口でご覧いただけます。

検査結果についても、裾野市ホームページまたは十里木高原別荘地サービスセンター窓口でご覧いただけます。

(2) 水質検査結果の見直し等

水質検査結果の評価や、ご利用のみなさま方からのご意見は、次年度の水質検査計画に反映させていただきます。



8 関係機関との連携

水質汚濁事故や水系感染症の発症などがあったときは、国・県・近隣水道事業体などの関係機関との情報連絡網を活用し、速やかな情報交換をするとともに、連携した迅速な対策を行います。

料金その他のお問い合わせ

(株)富士急リゾートアメニティ

〒410-1231

静岡県裾野市須山2255番地453

TEL 055-998-1212

FAX 055-998-1213

裾野市役所 水道部上下水道工務課

〒410-1192

静岡県裾野市佐野1059

TEL 055-995-1834

図1 給水区域
裾野市十里木高原簡易水道

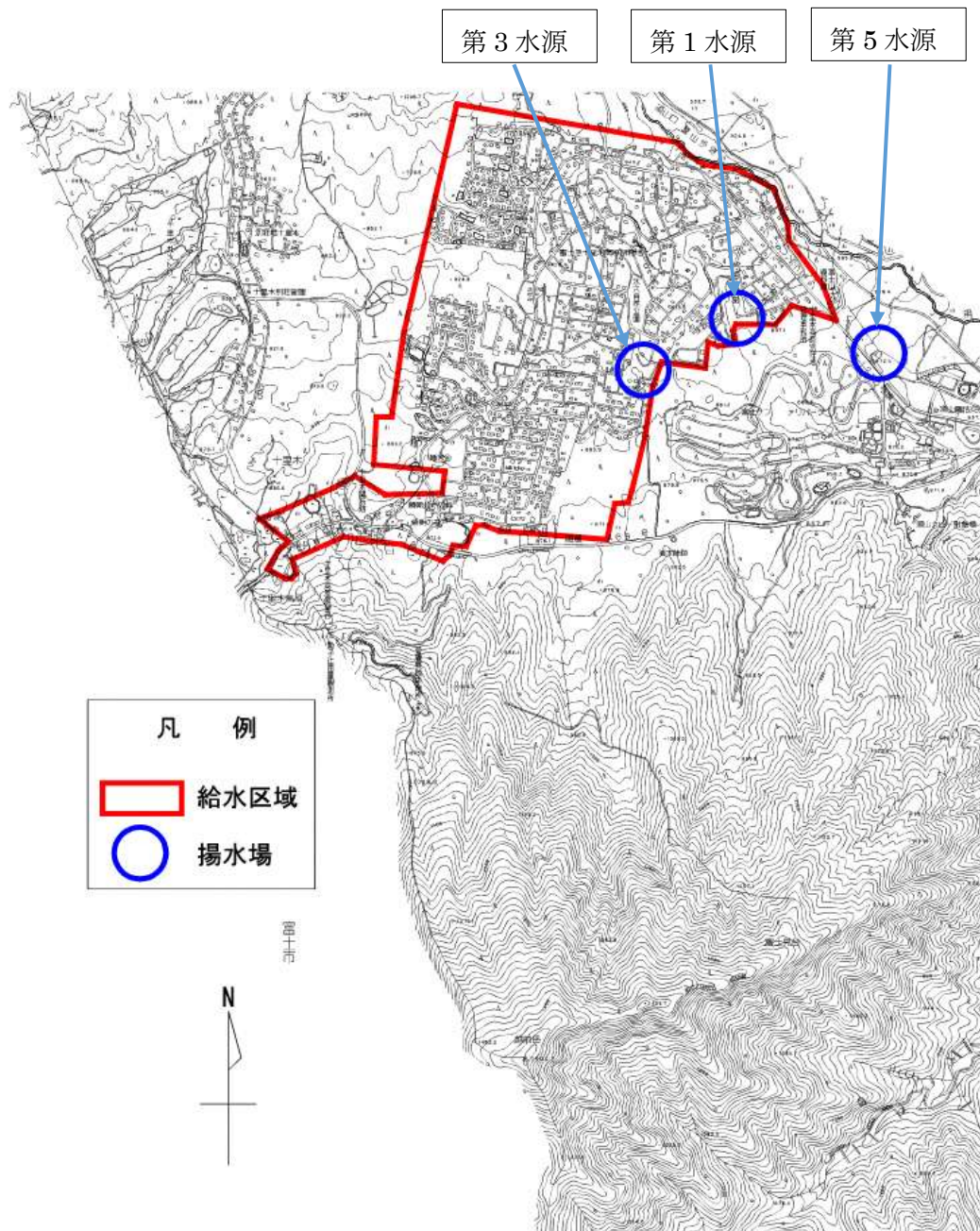


表1-1 令和7年度 裾野市十里木高原簡易水道(十里木・新十里木) 検査計画

番号	水質基準項目	基準値等 (mg/L)	給水		原水		
			十里木	新十里木	十里木第一	十里木第三	五新十里木第
01	一般細菌	100 個/ml以下	○	○	□	□	□
02	大腸菌	検出されないこと	○	○	□	□	□
03	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/ℓ以下	●	●	□	□	□
04	水銀及びその化合物	0.0005 mg/ℓ以下	●	●	□	□	□
05	セレン及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下	●	●	□	□	□
06	鉛及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下	●	●	□	□	□
07	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下	●	●	□	□	□
08	六価クロム化合物	0.02 mg/ℓ以下	●	●	□	□	□
09	亜硝酸態窒素	0.04 mg/ℓ以下	●	●	□	□	□
10	シアン化合物と塩化シアン	0.01 mg/ℓ以下	◎	◎	□	□	□
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/ℓ以下	●	●	□	□	□
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/ℓ以下	●	●	□	□	□
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/ℓ以下	●	●	□	□	□
14	四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	●	●	□	□	□
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下	●	●	□	□	□
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	●	●	□	□	□
17	ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	●	●	□	□	□
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	●	●	□	□	□
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	●	●	□	□	□
20	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下	●	●	□	□	□
21	塩素酸	0.6 mg/ℓ以下	◎	◎			
22	クロロ酢酸	0.02 mg/ℓ以下	◎	◎			
23	クロロホルム	0.06 mg/ℓ以下	◎	◎			
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/ℓ以下	◎	◎			
25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/ℓ以下	◎	◎			
26	臭素酸	0.01 mg/ℓ以下	◎	◎			
27	総トリハロメタン	0.1 mg/ℓ以下	◎	◎			
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/ℓ以下	◎	◎			
29	ブromジクロロメタン	0.03 mg/ℓ以下	◎	◎			
30	ブromホルム	0.09 mg/ℓ以下	◎	◎			
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/ℓ以下	◎	◎			
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/ℓ以下	●	●	□	□	□
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/ℓ以下	●	●	□	□	□
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/ℓ以下	●	●	□	□	□
35	銅及びその化合物	1.0 mg/ℓ以下	●	●	□	□	□
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/ℓ以下	●	●	□	□	□
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/ℓ以下	●	●	□	□	□
38	塩化物イオン	200 mg/ℓ以下	○	○	□	□	□
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 mg/ℓ以下	●	●	□	□	□
40	蒸発残留物	500 mg/ℓ以下	●	●	□	□	□
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/ℓ以下	●	●	□	□	□
42	ジェオスミン	0.00001 mg/ℓ以下	●	●	□	□	□
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/ℓ以下	●	●	□	□	□
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/ℓ以下	●	●	□	□	□
45	フェノール類	0.005 mg/ℓ以下	●	●	□	□	□
46	有機物等(TOC)の量	3 mg/ℓ以下	○	○	□	□	□
47	pH値	5.8～8.6	○	○	□	□	□
48	味	異常でないこと	○	○	□	□	□
49	臭気	異常でないこと	○	○	□	□	□
50	色度	5 度以下	○	○	□	□	□
51	濁度	2 度以下	○	○	□	□	□
	従属栄養細菌		●	●			
	クリプトスポリジウム指標菌検査(定量)				△	△	△

浄水 ○:毎月検査項目(5.6.8.9.11.12.2.3月) ◎:3ヶ月に1回検査項目(4.7.10.1月) ●:年1回(7月)

原水 □:年1回(8月) △:年4回(5.8.11.2月)

他:3年に1回(2025.7月)



は、給水栓(蛇口)における水質検査の頻度を、条件付きで減らすことが出来る項目。



は、給水栓(蛇口)における水質検査の頻度を減らすことが出来ない項目。

表1-2(1) 令和7年度 予定表

裾野市 十里木高原簡易水道 十里木

番号	項目	単位	基準値	4月	5月	5月	6月	7月	8月	8月	9月	10月	11月	11月	12月	1月	2月	2月	3月
				浄水 省略不可項目	浄水 毎月項目	原水 指標菌	浄水 毎月項目	浄水 全項目	浄水 毎月項目	原水 年1回+指標菌	浄水 毎月項目	浄水 省略不可項目	浄水 毎月項目	原水 指標菌	浄水 毎月項目	浄水 省略不可項目	浄水 毎月項目	原水 指標菌	浄水 毎月項目
1	一般細菌	個/ml	100個/ml以下	○	○		○	○	○	○×2	○	○	○		○	○	○		○
2	大腸菌	-	検出されないこと	○	○		○	○	○	○×2	○	○	○		○	○	○		○
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下							○×2									
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下					○		○×2									
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下					○		○×2									
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下					○		○×2									
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下					○		○×2									
8	六価クロム化合物	mg/l	0.02以下					○		○×2									
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04以下					○		○×2									
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	○				○		○×2		○				○			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下					○		○×2									
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下					○		○×2									
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	1.0以下					○		○×2									
14	四塩化炭素	mg/l	0.002以下					○		○×2									
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下					○		○×2									
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下					○		○×2									
17	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下					○		○×2									
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下					○		○×2									
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下					○		○×2									
20	ベンゼン	mg/l	0.01以下					○		○×2									
21	塩素酸	mg/l	0.6以下	○				○				○				○			
22	クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	○				○				○				○			
23	クロロホルム	mg/l	0.06以下	○				○				○				○			
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	○				○				○				○			
25	ジブromクロロメタン	mg/l	0.1以下	○				○				○				○			
26	臭素酸	mg/l	0.01以下	○				○				○				○			
27	総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	○				○				○				○			
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	○				○				○				○			
29	ブromジクロロメタン	mg/l	0.03以下	○				○				○				○			
30	ブromホルム	mg/l	0.09以下	○				○				○				○			
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	○				○				○				○			
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	1.0以下					○		○×2									
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下					○		○×2									
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下					○		○×2									
35	銅及びその化合物	mg/l	1.0以下					○		○×2									
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下					○		○×2									
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下					○		○×2									
38	塩化物イオン	mg/l	200以下	○	○		○	○	○	○×2	○	○	○		○	○	○		○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	300以下					○		○×2									
40	蒸発残留物	mg/l	500以下					○		○×2									
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下					○		○×2									
42	ジェオスミン	mg/l	0.00001以下					○		○×2									
43	2-メチルインボルネオール	mg/l	0.00001以下					○		○×2									
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下					○		○×2									
45	フェノール類	mg/l	0.005以下					○		○×2									
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/l	3以下	○	○		○	○	○	○×2	○	○	○		○	○	○		○
47	pH値	-	5.8以上・8.6以下	○	○		○	○	○	○×2	○	○	○		○	○	○		○
48	味	-	異常でないこと	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○
49	臭気	-	異常でないこと	○	○		○	○	○	○×2	○	○	○		○	○	○		○
50	色度	度	5以下であること		○		○	○	○	○×2	○	○	○		○	○	○		○
51	濁度	度	2以下であること	○	○		○	○	○	○×2	○	○	○		○	○	○		○
—	従属栄養細菌							○											
—	クリプトスピリジウム指標菌2項目					○×2				○×2				○×2				○×2	

表1-2(2) 令和7年度 予定表

裾野市 十里木高原簡易水道 新十里木

番号	項目	単位	基準値	4月	5月	5月	6月	7月	8月	8月	9月	10月	11月	11月	12月	1月	2月	2月	3月
				浄水 省略不可項目	浄水 毎月項目	原水 指標菌	浄水 毎月項目	浄水 全項目	浄水 毎月項目	原水 年1回+指標菌	浄水 毎月項目	浄水 省略不可項目	浄水 毎月項目	原水 指標菌	浄水 毎月項目	浄水 省略不可項目	浄水 毎月項目	原水 指標菌	浄水 毎月項目
1	一般細菌	個/ml	100個/ml以下	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
2	大腸菌	-	検出されないこと	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下						○	○									
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下					○	○	○									
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下					○	○	○									
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下					○	○	○									
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下					○	○	○									
8	六価クロム化合物	mg/l	0.02以下					○	○	○									
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04以下					○	○	○									
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	○				○	○	○		○				○			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下					○	○	○									
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下					○	○	○									
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	1.0以下					○	○	○									
14	四塩化炭素	mg/l	0.002以下					○	○	○									
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下					○	○	○									
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下					○	○	○									
17	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下					○	○	○									
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下					○	○	○									
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下					○	○	○									
20	ベンゼン	mg/l	0.01以下					○	○	○									
21	塩素酸	mg/l	0.6以下	○				○				○				○			
22	クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	○				○				○				○			
23	クロロホルム	mg/l	0.06以下	○				○				○				○			
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	○				○				○				○			
25	ジブromクロロメタン	mg/l	0.1以下	○				○				○				○			
26	臭素酸	mg/l	0.01以下	○				○				○				○			
27	総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	○				○				○				○			
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	○				○				○				○			
29	ブromジクロロメタン	mg/l	0.03以下	○				○				○				○			
30	ブromホルム	mg/l	0.09以下	○				○				○				○			
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	○				○				○				○			
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	1.0以下					○	○	○									
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下					○	○	○									
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下					○	○	○									
35	銅及びその化合物	mg/l	1.0以下					○	○	○									
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下					○	○	○									
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下					○	○	○									
38	塩化物イオン	mg/l	200以下	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	300以下					○	○	○									
40	蒸発残留物	mg/l	500以下					○	○	○									
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下					○	○	○									
42	ジェオスミン	mg/l	0.00001以下					○	○	○									
43	2-メチルインボルネオール	mg/l	0.00001以下					○	○	○									
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下					○	○	○									
45	フェノール類	mg/l	0.005以下					○	○	○									
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/l	3以下	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
47	pH値	-	5.8以上・8.6以下	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
48	味	-	異常でないこと	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
49	臭気	-	異常でないこと	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
50	色度	度	5以下であること	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
51	濁度	度	2以下であること	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
—	従属栄養細菌							○											
—	クリプトスピリジウム指標菌2項目					○			○					○				○	